

岩手医科大学歯学会第 83 回例会抄録

日時：平成 29 年 12 月 2 日（土）午後 1 時

会場：岩手医科大学歯学部第四講義室（C 棟 6 階）

特別講演

1. 法歯学・災害歯科医学のこれから

The Future of Forensic Odontology and Disaster Oral Medicine

○熊谷 章子

岩手医科大学法科学講座法歯学・災害口腔医学分野

「法歯学」という学問は、日本では 20 世紀前半から、三田定則先生をはじめとする法医学専門家の間で、その必要性が言及され始め、1964 年には日本で初めて東京歯科大学に法歯学研究室が誕生した。その目的は、主に歯科的知識からの民事・刑事裁判上の問題解決、犯罪捜査に関する証明、そして身元不明死体の個人識別である。近年では、法歯学と言えは災害犠牲者の歯科的個人識別を連想する方も多いためと思われる。

1985 年の日本航空機墜落事故をきっかけに、法歯学者のみならず、一般歯科医師も歯科的個人識別に従事できるようにと、各都道府県歯科医師会に警察歯科医会が組織され始めた。2011 年の東日本大震災以降は、さらに日本の法歯学・災害医学への関心は高まり、その教育へも重心を置き始めている。それは日本に限らず、テロリズムや自然災害が頻発する今、世界中で法歯学者の立ち位置が見直され始め、各国の法歯学者が災害発生時の歯科医師の責務を確立し、それを確実に果たすために奮闘している。しかし、世界の法医学・法歯学事情と比較すると、残念ながら日本は決して先進国とは言えず、国際基準となっている個人識別法が未だに取り入れられていないのが現状である。訪日観光客が急増し、2019 年のラグビーワールドカップ、2020 年の東京オリンピック・パラリンピッ

クを控えた日本も、そろそろ世界水準に追いつくために努力し始めなければいけない時期なのであろう。

本学に新設された法歯学・災害口腔医学分野では、歯科医師の社会的責務である大規模災害時対応について、歯学生および臨床歯科医師への教育研修会を計画しており、また、平時に行われる歯科的個人識別や年齢推定法についても、実習を盛り込んだ歯学教育カリキュラムを予定している。今後の日本の法歯学・災害口腔医学発展のためにも、国内そして国際的大規模災害にも対応できる強い歯科医師を育成するために邁進してゆきたいと考えている。

2. 現在の補綴歯科臨床と補綴歯科教育

Current topics of clinical practice and education for prosthodontics and oral implantology

○近藤 尚知

岩手医科大学歯学部補綴・インプラント学講座補綴・インプラント学分野

2012 年 4 月、有床義歯補綴学分野、冠橋義歯補綴学分野、口腔インプラント学分野が講座統合によって「補綴・インプラント学講座」となって以来、5 年が経過した。各分野が独立して担当していた診療内容の壁がほとんどなくなり、補綴臨床の教育システム、外来の診療のシステムともに大きく変わってきた。もっとも大きく変わったのは、インプラント治療を補綴科のドクターが外科処置から担当するようになった点であり、同時に理想的な治療計画を立て、明確なゴールを決めてから治療開始するのが当然のこととなったことである。すなわち、包括的な診断ならびに補綴治療計画を立案して、治療に臨む体制が確立された。また、海外での研究報告も積極的に行うように促し、抄読会も英